

## 公益通報者保護規程

### (目的)

第 1 条 この規程は、公益通報者保護法(平成 16 年法律第 122 号)に基づき、公益財団法人神経研究所(以下「本法人」という。)における法令違反等に関する通報を適切に処理するため、本法人が自主的に取り組むべき基本的事項を定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、本法人における法令遵守を推進することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員等 本法人に就労するすべての者(委託契約職員等を含む。)をいう。
- (2) 公益通報 職員等が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的ではなく、法令違反等の事実が生じ、又は生じようとしている旨を第 4 条に規定する通報窓口に通報することをいう。
- (3) 通報者 公益通報を行う者をいう。
- (4) 所属長 各院長、各センター長、事務局長をいう。

### (総括者)

第 3 条 本法人における公益通報の処理に関しては、第 4 条に規定する通報窓口を担当する事務局長が総括する。

### (通報窓口)

第 4 条 本法人における公益通報及び公益通報に関する相談に対応するため、総務課に、通報窓口を置く。

- 2 前項の通報窓口は、公益通報の適切な管理のため、通報受付管理者を置く。
- 3 通報受付管理者は、総務課の職員をもって充て、事務局長が指名する。

### (公益通報)

第 5 条 職員等は、本法人の業務に従事する場合における職員等に次の各号のいずれかに該当する法令違反等を認めるとき又は法令違反等の可能性があると思料するとき、前条第 1 項に規定する通報窓口は、その内容を公益通報できる。

- (1) 法令、本法人諸規則に違反し、又は違反するおそれのある行為
- (2) 前号に掲げるもののほか、本法人の社会的信頼又は業務運営の公平・公正性を失わせ、又は失わせるおそれのある行為

- 2 前項の規定は、前項各号の法令違反等に関する通報について定めた他の本法人諸規則の規定の適用を妨げるものではない。
- 3 公益通報の方法は、通報窓口で電子メール、電話、ファクシミリ、文書又は面会の方法により、実名で行うものとする。

#### (通報者の責務)

第 6 条 公益通報は、本法人の運営の適正化に資するために行われるものであり、通報者は、誠意をもって客観的で合理的根拠に基づく通報を行うものとし、人事上の処遇の不满、誹謗中傷等その他の不正の目的で行ってはならない。

#### (事務局長及び通報受付管理者の責務)

第 7 条 通報受付管理者は、第 5 条に規定する公益通報を受けたときは、事務局長へ報告するものとする。

- 2 事務局長及び通報受付管理者は、通報者の氏名を他の者に開示してはならない。ただし、公益通報の内容が前条の規定に違反していると認めた場合又は通報者の同意を得た場合は、この限りでない。

#### (公益通報の受理等)

第 8 条 事務局長は、前条第 1 項に規定する公益通報の報告を受けたときは、その受理又は不受理を決定し、その結果を理事長に報告するものとする。

- 2 事務局長は、第 1 項において公益通報を受理した場合は、速やかに関係する所属長へ調査を付託しなければならない。

#### (調査等)

第 9 条 前条第 2 項により調査を付託された所属長は、当該公益通報の内容の事実関係について、調査委員会を設置し速やかに調査するものとする。

- 2 第 1 項の調査を行う場合にあっては、関係者に対し必要な資料の提出を求め、若しくは説明又は意見を聴くことができる。
- 3 所属長は、第 1 項による調査結果を事務局長に報告するものとする。
- 4 前項の報告を行う際は、当該公益通報の内容に関し、法令違反等又はその可能性を認めた理由、若しくは法令違反等がないと認めた理由を明らかにするものとする。

#### (協力義務)

第 10 条 職員等は、前条第 2 項に規定する要請に対して、正当な理由がない限り、応じなければならない。

(理事長への報告)

第 11 条 事務局長は、第 9 条の調査の結果を理事長に報告するものとする。

(公益通報に係る措置)

第 12 条 理事長は、前条に規定する事務局長の報告を受けたときは、当該報告における公益通報の内容の真否及び重要性の程度に応じて、当該公益通報の事実に係る法令違反等を停止し、又は適法な状態に回復するために必要な措置をとるとともに、再発防止のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 第 9 条第 3 項に規定する報告を行った所属長は、前項に規定する理事長が行う措置について意見を述べることができる。
- 3 理事長は、調査等の結果、当該公益通報の事実に関与した者に対する処分が必要であると認めるときは、公益財団法人神経研究所就業規則等に基づき、懲戒等の手続を行う。
- 4 理事長は、第 6 条に規定する通報者の責務を逸脱した通報を行った者に対し、前項と同様の措置を講ずることが出来る。

(通報者の保護)

第 13 条 通報者は、当該公益通報を行ったことを理由として、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いを受けない。

(フォローアップ)

第 14 条 理事長は、通報者が前条に規定する不利益な取扱いを受けたとき又は受けるおそれがあると認められるときは、その回復又は防止のために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 理事長は、公益通報に係る事実がないことが判明した場合において、関係者の名誉が害されたと認めるときは、事実関係の公表その他関係者の名誉を回復するために必要な措置を講じなければならない。

(通知)

第 15 条 事務局長は、通報者に対して、公益通報の受理又は不受理、調査結果及び是正結果について、公益通報において法令違反等に関わっているとされる者のプライバシーに配慮しながら、遅滞なく通知しなければならない。

(秘密の保持)

第 16 条 公益通報への対応、調査、手続き等この規程に定める業務に携わる者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(関係者の排除)

第 17 条 公益通報に関与する者は、自らが関係する通報事案の処理に関与してはならない。

(雑則)

第 18 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議にて理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。